

基礎工学研究科基礎工学国際棟管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、基礎工学国際棟(以下「国際棟」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(管理運営)

第2条 国際棟の管理運営は、基礎工学研究科長(以下「研究科長」という。)が行う。

(運営委員会)

第3条 国際棟の運営に関し、次の各号に掲げる事項を審議するため、基礎工学国際棟運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (1) 国際棟の適正使用に関する事。
- (2) その他運営に関する必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長が指名した教授 1名
- (2) 各領域から選出された教員 各1名
- (3) 情報科学研究科及び生命機能研究科から選出された教員 各1名
- (4) その他委員会が必要と認めた者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号に定める委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、基礎工学研究科庶務係で行う。

(その他)

第7条 国際棟の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成 9年 4月 1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この改正は、平成年2月12日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年1月13日から施行する。